

東京理科大学体育局ソフトボール部 部則

(名 称)

第1条 この会を、東京理科大学体育局ソフトボール部（以下、当部）と称する。

(目 的)

第2条 当部は、東京理科大学（以下、本学）の建学の精神に基づき、本学学則並びに体育局規約を遵守し、ソフトボール競技を通して心身の鍛錬を図り、質実剛健、団結和協の精神を具備した一流の人物を育てることを目的とする。

(目 標)

第3条 当部は、前条の目的を達成するために、次の目標に向かって鋭意努力する。

- (1) 全日本大学ソフトボール選手権大会において優勝を目指すこと。
- (2) その他の大会において常に優勝を目指すこと。
- (3) 公式試合・練習試合を通して他チームとの親睦を深めること。
- (4) 機関誌『理窓ソフトボール年報』を刊行し、チームの伝統を知的に築き上げること。

(部 員)

第4条 当部は、本学の学生・大学院生をもって組織する。

2. 当部への入部に際しては、部長宛てに『入部届』を提出しなければならない。
3. 当部の退部に際しては、部長宛てに『退部願』を提出しなければならない。

(顧 問)

第5条 当部の顧問は、本学学生部長が認める専任教員とする。

2. 当部には、顧問の推薦により本学学生部長が認める学内指導員をおくことができる。

(幹部役員)

第6条 当部を円滑に運営するために次の幹部役員をおく。

- (1) 主 将：1名 (2) 部 長：1名 (3) 副 将：1～2名
- (4) 副部長：若干名 (5) 会 計：若干名 (6) 会計監査：2名
2. 主将は、練習・試合に関する総責任者とする。
3. 部長は、学内及び対外的な連絡・交渉に関する総責任者とする。
4. 副将は、主将を補佐する。
5. 副部長は、部長を補佐する。
6. 会計は、経理・財務の責任者とする。
7. 会計監査は、定期的に会計を監査する。
8. 幹部役員の任期は、大学2年次の9月1日から大学3年次の8月31日までの1年間とする。ただし、主将については、大学3年次の9月1日から大学4年次の8月31日までとする。
9. 幹部役員の選出については別に定める。ただし、会計については、原則として、女子マネージャーがその任に当たるものとする。

(コーチングスタッフ)

第7条 当部の目的並びに目標を達成するために次のコーチングスタッフをおく。

- (1) 監 督：1名 (2) ヘッドコーチ：1名 (3) チーフコーチ：若干名

- (4) コーチ：若干名
2. 当部には、顧問・監督・幹部役員が相談の上、総監督・総監督補佐・監督補佐、並びに学外指導員をおくことができる。
3. コーチングスタッフの任期は、毎年、9月1日から翌年8月31日までの1年間とする。
4. コーチングスタッフの選出については別に定める。

(会 議)

第8条 当部の運営を円滑に進めるために次の会議をおく。

- (1) 部会 (2) 幹部役員会議
2. 部会は、当部の最高議決機関とし、本学学部学生部員並びに選手登録をしている大学院生によって構成する。
3. 部会は、必要に応じて主将または部長が招集する。
4. 幹部役員会議は、部会に準ずる当部の議決機関とし、第6条に定める幹部役員によって構成する。
5. 幹部役員会議は、必要に応じて主将または部長が招集する。
6. 顧問並びにコーチングスタッフは、必要に応じて部会及び幹部会議に出席して意見を述べるができる。また、必要に応じてその会議への招集を要請することができる。
7. 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。ただし、顧問並びに幹部役員が重要事項とみなし、部会の同意を得た場合には、出席者の3分の2以上の同意によって決定する。

(会 計)

第9条 当部の経費は、次の収入によって支出する。

- (1) 部費 (2) 補助金(助成金) (3) 寄付金 (4) その他
2. 部費等の徴収金額については別に定める。
3. 当部の会計年度は、毎年、1月1日から12月31日までとする。

(名誉顧問・名誉会員)

- 第10条 当部には、名誉顧問・名誉会員をおくことができる。
2. 名誉顧問・名誉会員は、幹部役員会の推薦により、部会において決定される。
 3. 名誉顧問・名誉会員は、当部の運営について、必要に応じて相談に応じる。

(表 彰)

第11条 当部の発展に著しい功労のあった者については、幹部役員会並びに部会の議決を経て表彰することができる。

(事務局)

第12条 当部の事務局は、〒278-8510 千葉県野田市山崎 2641 東京理科大学体育局ソフトボール部内におくとともに、部長の自宅を関係各位との連絡先とする。

付 則

この部則は、昭和52年9月1日より施行する。

付 則

この部則の最終改正は、平成30年2月21日とする。

東京理科大学ソフトボール部OB会会則

第 1 章（名称）

第1条 本会は、東京理科大学ソフトボール部OB会と称する。

第 2 章（目的）

第2条 本会は、東京理科大学体育局ソフトボール部の維持発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることをその目的とする。

第 3 章（事業）

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。
一、東京理科大学体育局ソフトボール部の活動に対する支援
二、現役・OB懇親会
三、現役・OB対抗戦
四、その他

第4条 本会は、会員に対し、年間次の通知をする。

- 一、会費納入依頼
- 二、総会開催案内
- 三、決算報告書
- 四、活動報告書
- 五、その他

第5条 本会は、次の事項に対し意を表する。

- 一、会員の慶弔
- 二、会員が公的機関又は団体から表彰されるなど名誉を得た場合
- 三、その他、会長が認めた場合

第 4 章（会員）

第6条 本会の会員は、本会則を遵守し、本会の目的達成に貢献するものとする。

第7条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一般会員 東京理科大学体育局ソフトボール部卒業生
- 特別会員 本会への入会を希望し、かつ会員の推薦により総会で認められた者
- 学生会員 東京理科大学体育局ソフトボール部の幹部を終了した大学生と大学院生

第8条 一般会員は、38年分の会費を納める義務を有する。
但し、マニージャ―として当部に在籍していた女性の一般会員については、会費を免除する。
また会長が特に認めた一般会員については、個別の事情を考慮し、会費を免除することができる。

第 5 章（役員、名誉役員）

第9条 本会に次の役員を置く。
会長：1名 副会長：若干名 顧問：若干名
幹事長：1名 常任幹事：若干名 幹事：各代から1～2名 監査：1名

第10条 会長・副会長・幹事長・常任幹事・幹事・監査は、一般会員及び特別会員の中から総会において選出する。
顧問は、会長が委嘱する。

第11条 会長は、本会を総理し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は会長の職務を代行する。
顧問は、本会の運営について助言する。

第12条 幹事長は、本会の公務を統括する。
常任幹事は、本会の運営に関する常務を執行する。
幹事は、本会の運営に関する業務執行に従事する。
監査は、本会の活動及び会計を監査する。

第13条 役員の任期は1年とし、再任はこれを妨げない。
就任期間は4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本会に次の名誉役員を置くことができる。
名誉顧問 若干名

第15条 名誉顧問は、会長が委嘱する。

第16条 名誉顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営について助言する。

第 6 章（事務局）

第17条 本会に事務局を置く。

第18条 事務局に次の構成員を置く。

- 事務局長 1名
- 事務局次長 1名
- 事務局員 若干名

第19条 事務局長・事務局次長は、幹事長が会長と協議して会員の中から指名する。
事務局員は、事務局長が幹事長と協議して、会員の中から指名する。

第20条 事務局長は、本会の運営に関する事務を遂行する。
事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合は事務局長の職務を代行する。

第21条 事務局長・事務局次長・事務局員の任期は1年とし、再任はこれを妨げない。
就任期間は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 7 章（会議）

第22条 本会は、次の会議を置く。

- 一、総会
- 二、幹事会（常任幹事会）

第23条 総会は、本会最高の決議機関であり、本会の会員によって構成される。

第24条 総会にやむを得ず欠席する会員は、委任状を提出することができる。

第25条 総会は、会員の出席者と委任状の合計数が、会員の合計数の半数以上となった場合に成立する。
なお、会員が委任しない意思を表明しない場合は、委任状を提出したものとみなす。

第26条 総会の決議は、出席した会員の過半数の同意をもって、これを決する。

第27条 総会は、定例と臨時の2つとする。

第28条 定例総会は、年間1回とし、会長がこれを招集する。
臨時総会は、会長が必要と認めた場合、会長がこれを招集することができる。

第29条 総会の議長は、幹事長がこれにあたり、書記は、幹事長が指名する。

第30条 総会は、次の事項を承認または決議する。

- 一、会則の改正に関する事項
- 二、本会の運営に関する事項
- 三、決算報告に関する事項
- 四、役員選出に関する事項
- 五、その他、本会の目的を達成するための事項

第31条 幹事会は、役員及び事務局長・事務局次長・事務局員をもって構成される。

第32条 幹事会は、会長と協議の上で幹事長がこれを招集する。

第33条 幹事会は、次の項目について討議し、総会に上程する。

- 一、会則の改正
- 二、本会の活動方針及び経過・結果報告
- 三、予算及び決算
- 四、その他

第34条 幹事会には、会議の円滑化を図るために常任幹事会を置く。
常任幹事会には、会長・副会長・幹事長・常任幹事・監査・事務局長・事務局次長によって構成し、会長と協議の上で幹事長がこれを招集する。
なお、会長・幹事長の判断によって、その他の会員等を加えることができる。

第 8 章（会計）

第35条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- 一、会費
- 二、寄付金
- 三、雑収入

第36条 本会の会費は、年額5,000円とする。

第37条 本会の会計年度は、1月1日より12月31日とする。

第38条 本会の決算は、会計監査を受けなければならない。

第39条 経費に不足が生じた場合には、会長の承認を得て、臨時に会費を徴収することができる。

第 9 章（改正）

第40条 本会則は、総会において、出席した会員の3分の2以上の同意をもって改正することができる。

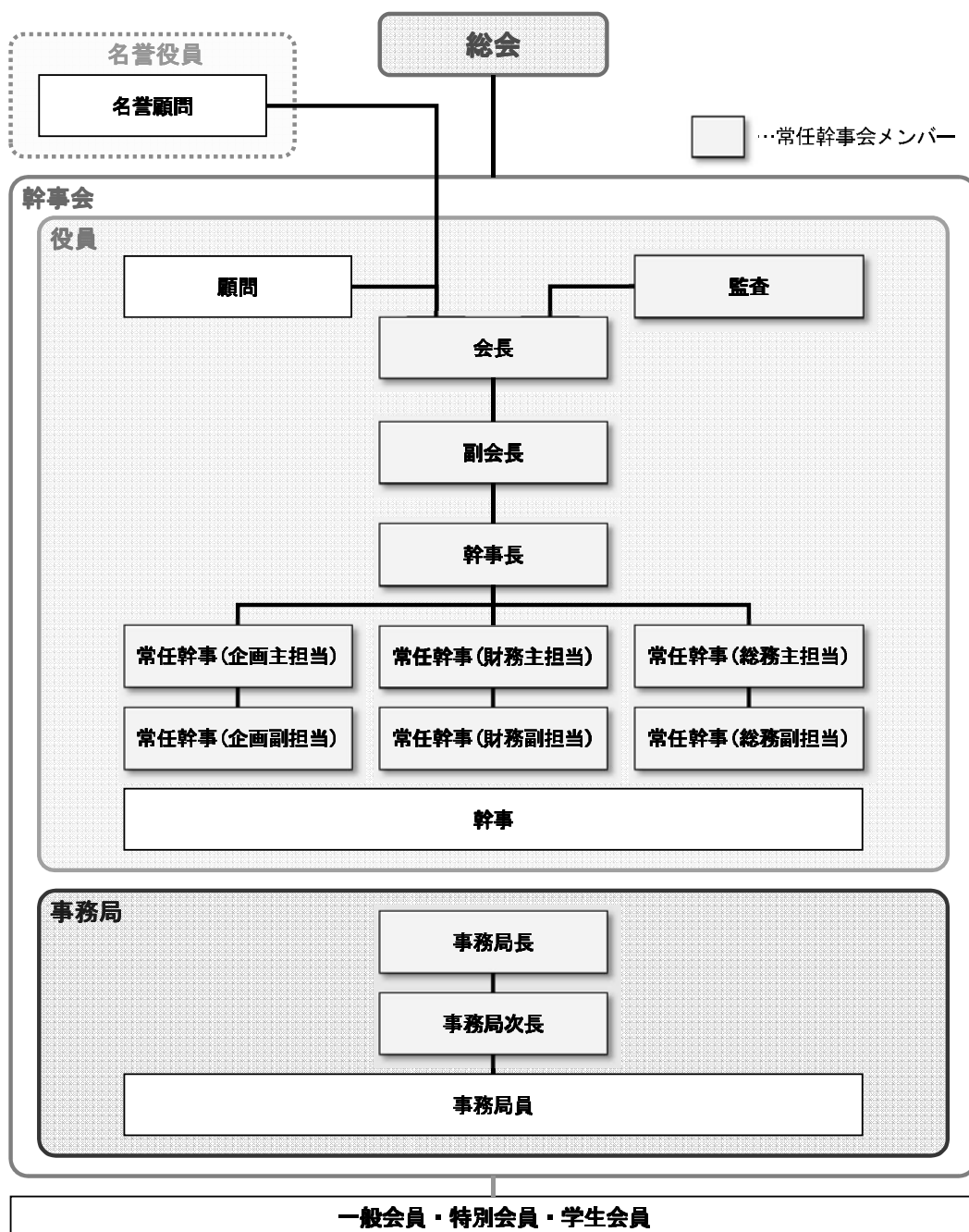
第 10 章（付則）

第41条 本会則は、平成3年9月1日より施行する。

【改定履歴】

- (1) 平成19年3月3日 全面改訂
- (2) 平成22年3月27日 改正
 - ・第13条 「就任期間は」以降を追加
 - ・第19条 「一般会員及び学生会員」を「会員」に変更
 - ・第21条 「就任期間は」以降を追加
 - ・第24条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
 - ・第25条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
 - ・第26条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
 - ・第40条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
- (3) 平成23年3月5日 改正
 - ・第25条 「委任状提出者」を「委任状を提出した欠席者」に変更
 - ・第26条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
 - ・第40条 「一般会員・特別会員」を「会員」に変更
- (4) 平成24年3月20日 改正
 - ・第8条 「また会長が」以降を追加
- (5) 平成26年3月8日 改正
 - ・第7条 「現役部員であり、かつ幹部を終了した者」を「幹部を終了した大学生と大学院生」に変更
 - ・第8条 「38年分の」を追加

東京理科大学ソフトボール部OB会組織図



※各役職の役割は以下の通り…〔 〕内は関連会則

- ・会長は、本会を総理し、本会を代表する。〔第5章 第11条〕
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は会長の職務を代行する。〔第5章 第11条〕
- ・顧問は、本会の運営について助言する。〔第5章 第11条〕
- ・幹事長は、本会の公務を統括する。〔第5章 第12条〕
- ・常任幹事は、本会の運営に関する常務を執行する。〔第5章 第12条〕
- ・幹事は、本会の運営に関する業務執行に従事する。〔第5章 第12条〕
- ・監査は、本会の活動及び会計を監査する。〔第5章 第12条〕
- ・名誉顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営について助言する。〔第5章 第16条〕
- ・事務局長は、本会の運営に関する事務を遂行する。〔第6章 第20条〕
- ・事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合は事務局長の職務を代行する。〔第6章 第20条〕